

福井県産業活性化支援資金要綱

1 目的 県の産業施策に沿った事業を推進する中小企業者等に対し、新分野展開等に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の基盤強化および本県産業の活性化に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 次の各号のいずれかに該当する者

(1) おもてなし産業支援分

次の①または②に該当する中小企業者

① 「おもてなし産業魅力向上支援事業」の助成

2019年度以降に、公益財団法人ふくい産業支援センターが実施する「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した者

② ①に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める者

(2) 経営活性化支援分

県内において、1年以上継続して事業を営む中小企業者であって、商工会議所・商工会の経営指導員の関与のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新に準ずる事業計画を進め、企業自らの経営努力によるレベルアップを図る者

(3) 新事業展開等支援分

次の①から⑥のいずれかに該当する者

① 経営革新計画の承認等(農商工等連携促進法の認定、地域資源活用促進法の認定を含む。)

中小企業等経営強化法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律または中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、知事、農林水産大臣または経済産業大臣およびその事業の所管大臣の承認・認定を受けた事業計画を進める者

② 「ふくいの逸品創造ファンド事業」の助成

公益財団法人ふくい産業支援センターが実施する「ふくいの逸品創造ファンド事業」に基づく助成事

* 中小企業者の定義

P.1「共通2(1)」参照

* (1)①の制度概要については、ふくい産業支援センターへお問い合わせください。

ふくい産業支援センター

TEL: 0776-67-7400

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認(2~3日)が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。

また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* (1)②については、融資申込みの前に県産業政策課による事業計画の承認(約2週間)が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

承認後に必要書類を返却しますので、返却された後に、商工会議所・商工会へ提出してください。

また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* (2)については、新(他)分野進出または新製品・新商品・新サービスの研究・開発等の新規性を含んだ取組み、商工会認証システム制度認証企業の経営向上への取組み等の事業計画であることが必須です。また、(2)の事業計画書(収支計画を含む。)については、融資申込みの前に商工会議所・商工会のチェック(標準処理期間約7日間)を受ける必要があります。

* (3)については、「共通2(1)」の中小企業者の定義に関わらず、それぞれの制度で定める要件に該当する者であれば中小企業者以外も融資対象となります。

ただし、保証協会の保証対象となるのは、中小企業者に限られます。

* (3)①の制度概要については、県新産業創出課へお問い合わせください。

業を実施した者（ただし、助成事業実施後、3年を経過しない者に限る。）（中小企業者以外の有限責任事業組合を含む。）

③「将来のふくいを牽引する技術開発支援事業」の補助

県が実施する「将来のふくいを牽引する技術開発支援事業」に基づく補助事業を実施した者（ただし、補助事業実施後、5年を経過しない者に限る。）

④「新分野展開スタートアップ支援事業」の助成

公益財団法人ふくい産業支援センターが実施する「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施した者（ただし、助成事業実施後、3年を経過しない者に限る。）

⑤嶺南地域企業が以下の機関による支援（以下「嶺南地域企業支援」という）を受けて作成した事業計画の承認

嶺南地域企業が嶺南地域の各商工会議所・商工会、公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター、公益財団法人ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィスまたは県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する事業計画を進める者

⑥ふくい手しごとの認定

県が実施するふくい手しごと認定された者

(4) 県外・海外販路開拓支援分

県内に本社（本店）があり、1年以上継続して事業を営む中小企業者であって、県外または海外への県産品（※）の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める者（ただし、県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小あるいは従業員の雇用調整を伴わない場合に限る。）

（※）県産品とは、県内で生産、加工および製造（一部可）されたものをいう。

県新産業創出課

TEL：0776-20-0537

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。（以下（1）①に同じ）

*（3）②の制度概要については、ふくい産業支援センターへお問い合わせください。

ふくい産業支援センター

TEL：0776-67-7406

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせてふくい産業支援センターへ提出してください。

また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

*（3）③の制度概要については、県地域産業・技術振興課へお問い合わせください。

県地域産業・技術振興課

TEL：0776-20-0374

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。（以下（1）①に同じ）

*（3）④については、ふくい産業支援センターへお問い合わせください。

ふくい産業支援センター

TEL：0776-67-7406

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。

確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせてふくい産業支援センターへ提出してください。

また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

*（3）⑤の支援については、各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィスへお問い合わせください。

若狭湾エネルギー研究センター

TEL：0770-24-7273

ふくい産業支援センター

嶺南サテライトオフィス

TEL：0770-22-0031

なお、融資申込みの前に県産業政策課による事業計画の承認（約2週間）が必要となります。（以下（1）②に同じ）

*（3）⑥の制度概要については、県地域産業・技術振興課へお問い合わせください。

県地域産業・技術振興課

TEL : 0776-20-0377

また、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。（以下（1）①に同じ）

*（4）については、県外または海外の事業所等で利用可能な資金メニューです。

なお、融資申込みの前に県産業政策課による事業計画の承認（約2週間）が必要となります。（以下（1）②に同じ）

*融資限度額とは、すべての産業活性化支援資金を合算した1年度当たりの限度額です。

P.3「共通5(2)」参照

*2019年4月1日現在

【期間10年以内】

1.30%以下（保証なし）

1.00%以下（保証付き）

【期間10年超】

1.70%以下（保証なし）

1.40%以下（保証付き）

*県が保証協会に対しその保証料相当額を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。

*様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。

- 3 融資限度額** 1億5,000万円（うち運転資金8,000万円）
ただし、融資対象者（3）①（農商工等連携促進法の認定、地域資源活用促進の認定に限る。）、②、④および⑥に係る融資については、8,000万円を融資限度額とする。
さらに、融資対象者（1）①、（3）②～④については、各助成・補助事業に要する経費として申請した金額から、助成金・補助金交付決定額を除いた金額を融資限度額とする。
- 4 使途および融資期間** 設備資金 15年以内（据置1年以内を含む。）
運転資金 7年以内（据置1年以内を含む。）
- 5 融資利率** 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「5（5）融資利率」の別表1のとおりとする。
- 6 信用保証** 取扱金融機関の判断による。
- 7 保証料補給** おもてなし産業支援分、新事業展開等支援分および県外・海外販路開拓支援分の融資金に係る保証については、県が保証料相当額の2分の1を負担する。
- 8 担保・保証人** 取扱金融機関の定めによる。
（ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。）
- 9 必要書類** （1）融資申込書2部〔様式第1号-1、2〕
（2）県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書
（3）直近2期分の決算書
（4）融資対象者であることを証する次のいずれか
・各助成・補助事業に係る交付申請書類一式（写）
および交付決定通知書（写）

- ・各計画等の認定書（写）
- ・事業計画承認書 [様式第4号から第6号のいずれか]

(5) 事業計画書 [様式第2号-1（ただし、経営活性化支援分については様式第2号-2）]（新事業展開等支援分の①に該当する者については、これに代えて、承認等を受けた事業計画書等）

※各事業計画書には資金需要を証する書類を添付（設備資金の場合に限る。）

(6) 収支計画 [様式第3号-1（ただし、経営活性化支援分については様式第3号-2）]（新事業展開等支援分の①に該当する者については、これに代えて、承認等を受けた収支計画等）

(7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

*収支計画については、保証協会へ提出するものの写しの提出で構いません。（様式第3号-1,2は保証協会の様式と同様です）

10 その他注意事項 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。